

○建築計画概要書等閲覧規程

昭和48年7月24日
島根県告示第492号

〔建築計画概要書閲覧規程〕を次のように定める。

建築計画概要書等閲覧規程

(平11告示348・改称)

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類(以下「概要書」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(平11告示348・平17告示829・一部改正)

(閲覧所)

第2条 概要書を閲覧に供する場所(以下「閲覧所」という。)は、当該概要書に係る建築物又は工作物の工事施工地又は所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所内にこれを設置するものとする。

(昭52告示289・平11告示247・平11告示348・平18告示376・一部改正)

(閲覧時間)

第3条 概要書の閲覧時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(平4告示671・一部改正)

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

(平元告示451・一部改正)

(臨時休日等)

第5条 支庁又は県土整備事務所の長(以下「支庁長等」という。)は、概要書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(昭52告示289・平11告示247・平18告示376・一部改正)

(閲覧手続)

第6条 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏

名その他必要な事項を記入し、支庁長等の承認を受けなければならない。

(平11告示247・一部改正)

(概要書の持出禁止)

第7条 概要書は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 支庁長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

(平11告示247・一部改正)

附 則

この告示は、昭和48年7月24日から適用する。

附 則(昭和52年告示第289号)

この告示は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(平成元年告示第451号)

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年告示第671号)

この告示は、平成4年7月26日から施行する。

附 則(平成11年告示第247号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年告示第348号)

この告示は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第829号)

この告示は、平成17年7月19日から施行する。

附 則(平成18年告示第376号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。